様式第１号（初年度申請用）

補助金交付申請書

|  |
| --- |
| 令和　　　年　　　月　　　日 |

神戸市長　宛

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所 | 〒　　　－　　　　 |
| 氏名 |  |
| 電話番号 |  | Ｅメール |  |

（振込先口座）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 銀行 |  | 支店 |
| 預金種目 | □普通　□当座　□その他（　　　　　　　　　　　　　） （いずれかに☑） |
| 口座番号 |  |
| 口座名義 |  | ※口座名義は、申請者と同一の名義であること。 |
| （カナ） |  |

下記事業について、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助制度の名称 | 空き家活用応援制度／空き地活用応援制度（維持費用補助）　　　　　　　　　　 |
| 補助事業の期間 | 着手予定年月日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 完了予定年月日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 所在地 | 神戸市　　　区 |
| 借　主(バンク登録団体) | 住所 |  |
| 団体名 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 地域利用する床面積又は地積 | 　　　　　　　　　　㎡ |
| 補助対象経費 | 合計 |  | 円 |
|  | 固定資産税・都市計画税相当額□土地　□建物所在地番：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |  | 円 |
|  | 固定資産税・都市計画税相当額□土地　□建物所在地番： |  | 円 |
| 補助金の額(低い方に☑) | □補助対象経費×　　カ月/12カ月（千円未満切り捨て） |  | 円 |
| □補助金額上限（同じ年度に他に維持費用補助の交付決定がされている場合はその補助金の額を右欄100万円から引くこと） | 1,000,000 | 円 |
| 地域利用バンク登録内容からの変更 | □変更あり　□変更なし （いずれかに☑） |
| 変更ありの場合その内容 |  |
| 誓約事項(確認のうえ☑) | * 補助金規則及び補助金交付要綱の規定を遵守し、提出する書類の内容に虚偽はない。
* 交付申請の時点において空き家又は空き地である。
* 空き家の場合にあっては、従前は居住の用に供していた一戸建ての住宅又は長屋の一住戸である（居住以外の用途を兼ねるもののうち延べ面積の1/2以上を居住の用に供していたものを含む。）
* 市長の求めに応じて、当該物件で行う地域活動について報告し、市が行う広報において事例として紹介されることに協力する。
* 市長の求めに応じて、事業を実施した物件の状況等について、必要な協力をする。
* 建築基準法及び都市計画法その他関係法令を遵守する。
* 当該補助事業に対して、この別表に基づく補助金のほかに国又は地方公共団体から補助金の交付を受けない。
* 交付申請の時点において当該補助事業にすでに着手しておらず、交付決定の日以降に着手する。
* 神戸市税を滞納していない。
* 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第５条に該当しない。
* 当該補助制度については、借主であるバンク登録団体が当該物件において地域活動を行い、かつ、年度末にバンク登録団体の活動実績報告書を含めた実績報告書が提出されることによって補助金の交付がなされることを理解していること
* 当該補助については、当該年度における交付の申請であり、継続して補助を受けるためには、毎年交付の申請が必要であること及び、次年度以降について補助の交付について確約されたものでないこと(予算の都合等により縮小もしくは廃止される場合もあること)を理解していること
 |
| □すべての事項について誓約します。 |
| 提出書類(該当に☑) | □補助金交付申請書（様式第１号）□事業計画書（様式第１号の２）　　　　　　　　　　□空き家等の所在がわかる位置図　　　　　　　　　　〼空き家等及び空き家が存する土地の所有者がわかる書類□公図（地番参考図でも可）□建物の登記事項証明書（原則、発行日から３か月以内のもの）の写し等□土地の登記事項証明書（原則、発行日から３か月以内のもの）の写し等□当該年度の固定資産税・都市計画税納税通知書または固定資産税課税台帳及び固定資産税・都市計画税課税証明書の写し□＜申請者の他に空き家等の所有者がいる場合＞空き家等活用承諾書（様式第1号の３）　　　　　　　　　　□活動等誓約書（様式第1号の４）　□利用する範囲が分かる図面等　　　　　　　　□現況の写真（外観）□振込先口座の口座番号等がわかる書類（通帳の写し等）□その他市長が必要と認める書類（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

以上